

## 54. 全国市議会議長会慶弔規程

昭和 25 年 10 月 5 日 議決

(中略)

平成 11 年 11 月 16 日 改正議決

第 1 条 全国市議会議長会は、会員相互の親睦を図るため、会員の慶弔に際し、この規程に定める金品を贈る。

第 2 条 会員の慶弔に対して贈呈する金品は次の標準による。

- 1 新たに市が設置された場合、議長室備付の記念品 30,000 円
- 2 市議会庁舎が新築落成した場合、議長室備付の記念品 30,000 円

第 3 条 現職の市議会正副議長が死亡した場合には供花料 30,000 円と会長の弔詞を贈呈する。

第 4 条 火災、水害、震災、その他の災害に際しては、概ね次の標準により見舞金を贈る。

- 1 災害救助法の適用のあった場合 50,000 円  
ただし、罹災世帯数が基準世帯数の 2 倍以上あった場合 100,000 円
- 2 市議会庁舎が罹災したとき 50,000 円

第 5 条 前各条に定める外、必要ある場合は会長、副会長の協議により前各条の規定の範囲を超えない程度で慶弔の意を表することができる。

第 6 条 この規程に該当する事件が発生したとき、当該市議会事務局は直ちに会長に連絡しなければならない。

第 7 条 この規程によって処理した事項は、文書により総会に報告しなければならない。

【附則省略】